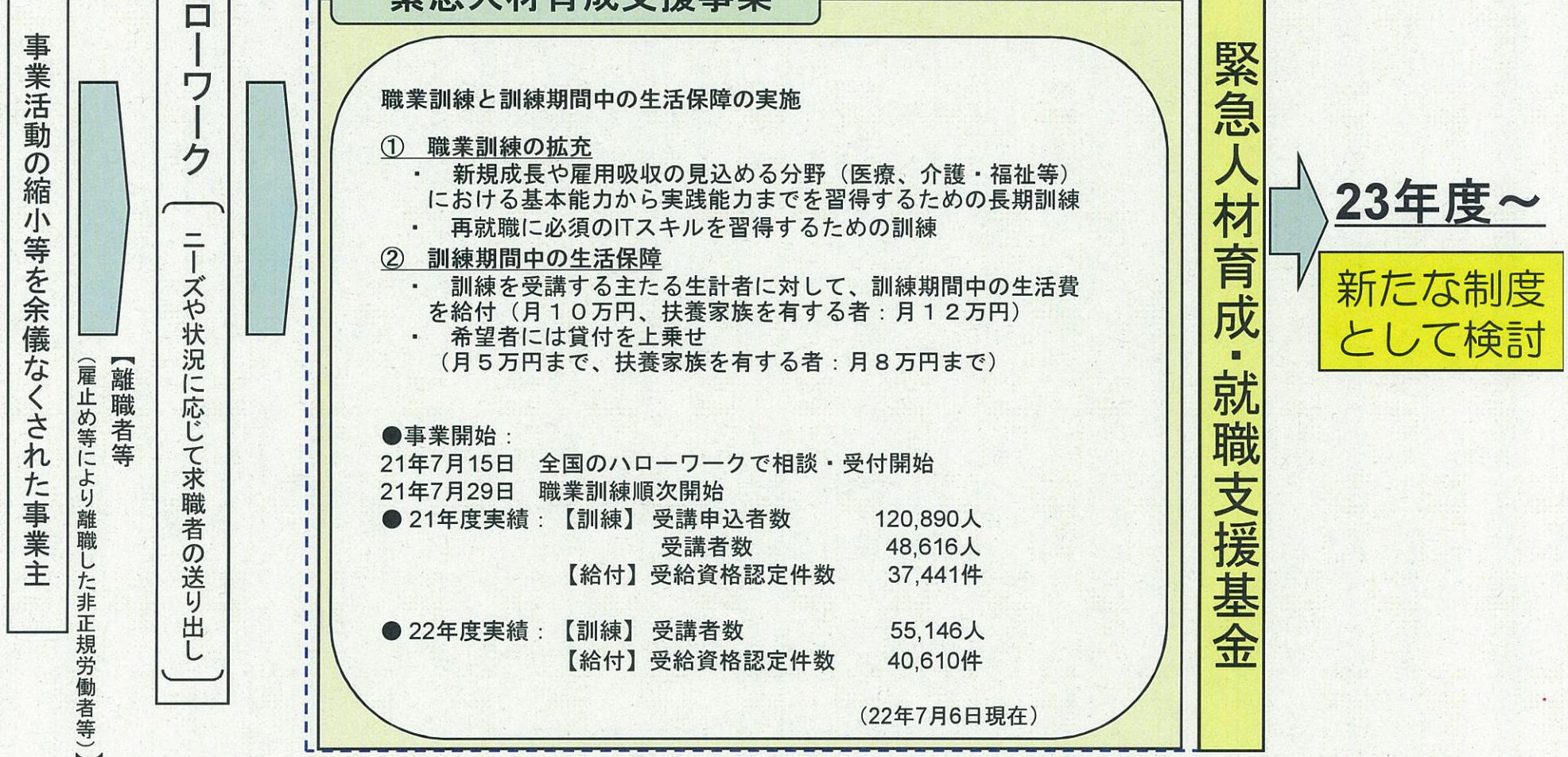


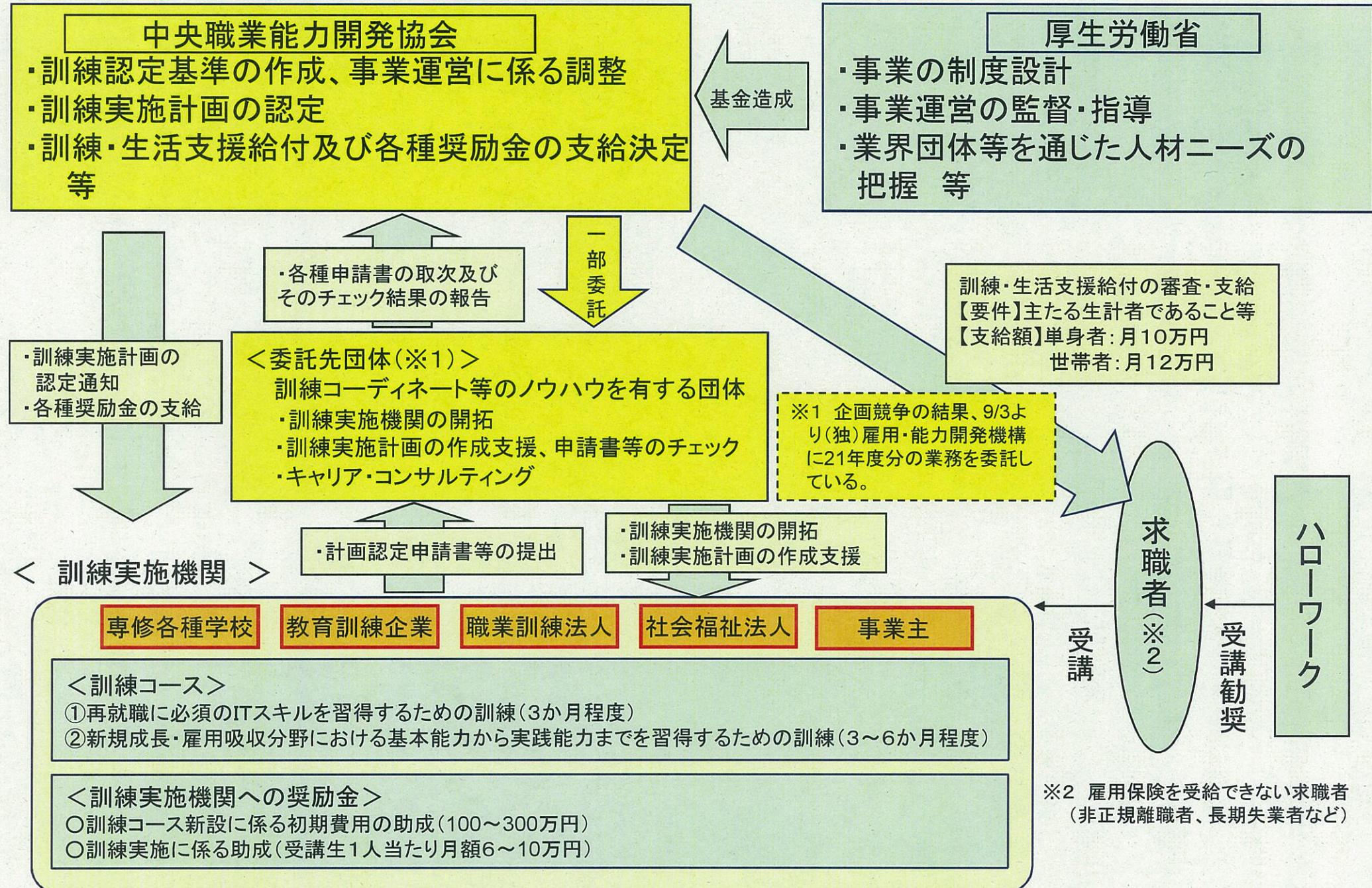
求職者支援制度における 訓練の在り方について (参考資料)

「緊急人材育成支援事業」について

- 雇用保険を受給できない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練及び訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付」を内容とした「緊急人材育成支援事業」を実施。



緊急人材育成支援事業の概要



緊急人材育成支援事業の訓練受講対象者の類型について(例)

○ 現行の緊急人材育成支援事業の訓練受講対象者は、訓練開始日の予定の日において、次の①から⑤のいずれにも該当する者とされている。

- ① 安定所に求職申込みを行っている者
- ② 現在有する技能、知識、職業経験等と労働市場の状況から判断して基金訓練を受講することが適切であると判断され、キャリア・コンサルティングを経て公共職業安定所長による受講勧奨を受けた者
- ③ 訓練を受けるために必要な能力等を有する者
- ④ 公共職業訓練の受講修了後1年未満でない者
- ⑤ 基金訓練又は公共職業訓練の期間で従前に受講したものと、新たに受講しようとする基金訓練の期間が合計して24か月を超えない者

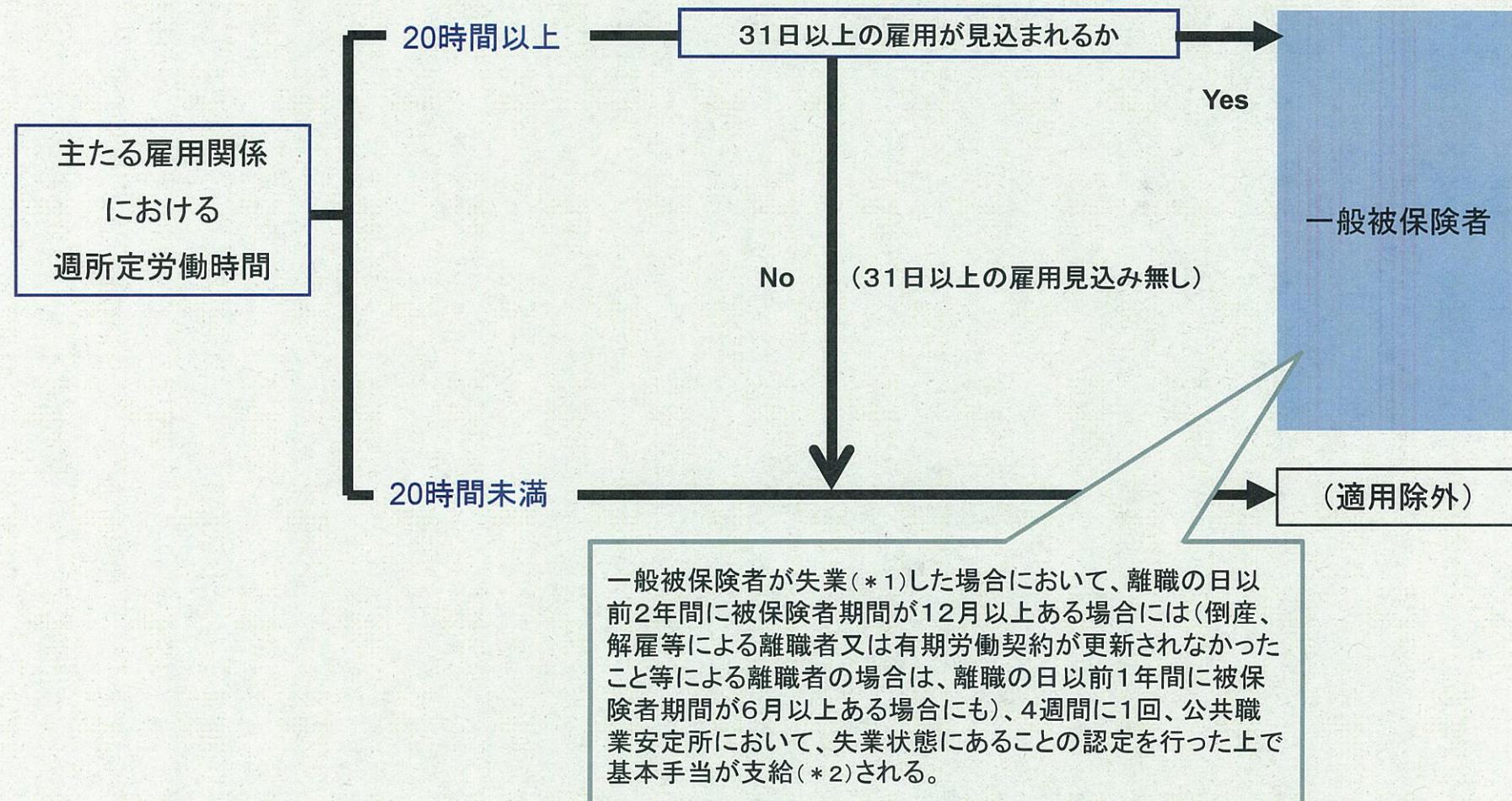
(緊急人材育成支援事業実施要領より抜粋)

※ 雇用保険受給資格者については、例外として、職業能力、求職条件等にかんがみて、公共職業訓練には受講可能なコースがない場合であって、公共職業訓練よりも基金訓練の受講が適切と判断される場合には、雇用保険を受給できない者が優先的に訓練を受講できることを前提としつつ、基金訓練の対象者として差し支えないものとしている。

<訓練受講対象者の類型(例)>

- ・ 雇用保険の受給終了者
- ・ 雇用労働者であったが適用外の者(週所定労働時間が週20時間未満の者等)
- ・ 雇用保険の被保険者であったが受給資格を満たさなかった者
- ・ 雇用労働者でなかった者(自営廃業者、学卒未就職者、主婦等)

雇用保険の適用基準(一般被保険者)



* 1) 被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。(雇用保険法第4条第2項)

* 2) 自己都合離職者(正当な理由による自己都合離職者を除く。)又は重責解雇による離職者については、3か月間の給付制限がある。

基金職業訓練の種類

1 職業横断的スキル習得訓練コース(3か月程度)

文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作等の職業横断的な情報技術等(I Tスキル等)が不十分な者を対象とした訓練。

2 新規成長・雇用吸収分野等訓練コース

医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業等の新規成長分野又は雇用吸収の見込める分野、その他地域の人材ニーズがある分野で求められる基本能力習得のために、以下の構成により実施する訓練。

① 基礎演習コース(3~6か月程度)

若年者等に配慮し、(i)就職に必要な基礎力の養成と、(ii)主要な業界、業種に係る短期間の体験等の提供等を内容とし、実践的演習に向けたレディネス(職業準備性)の付与及び具体的な職業選択へ向けた動機付けを支援する。なお、未就職卒業者向け訓練コースについては、基礎演習コースを活用し実施する。

② 実践演習コース(3~6か月程度)

新規成長分野、雇用吸収分野等における職種について、(i)座学形式、(ii)座学と企業実習等を組み合わせたデュアル形式、(iii)事業所における実習形式等により、より実践的な能力の習得を支援する。

3 社会的事業者等訓練コース

社会貢献が感得できる働き方の実現に資する社会的事業者等による訓練を通じて、効果的な職業能力開発と就職の実現を図ること、また、これらの社会的事業者等の担い手を育成することを目的とした訓練。

① ワークショップ型訓練(3か月~1年程度)(合宿型若者自立プログラムは(3~6か月程度))

社会的事業者等において必要な職場環境・作業への適応、働く自信の回復、基礎的な技能の習得等を目的とする訓練。

② OJT型訓練(6か月~1年程度)

社会的事業等分野の経営を目指す者を対象に、社会的事業等分野の経営、事業運営に関する実践的知識・技能の習得を目的とする。

社会的事業者等訓練コースの概要

(合宿型若者自立プログラムを除く。)

目的

新たな雇用創出分野として期待され、社会貢献が感得できる働き方の実現に資する社会的事業者等による訓練を通じて、受講者の効果的な職業能力開発と就職の実現を図ること、また、これらの社会的事業者等の担い手を育成すること。

訓練の実施機関の要件

以下のいずれにも該当すること。

- ① 法人格を有する団体であること。
- ② 営利を目的とせず、社会教育、環境保全、人権擁護、男女共同参画社会の形成、子供の健全育成など、特定非営利活動促進法第2条別表の特定非営利活動に相当する社会性の高い事業を展開しているものであること。
- ③ 社会的事業等分野での人材育成機能を備えているものであること。
- ④ 宗教、政治活動を目的としたものでないこと。

訓練の期間

6か月（約600時間）～1年（約1,200時間）

訓練の類型

① ワークショップ型訓練

【対象者】正社員での就業経験が乏しい若年求職者等であって、社会的事業等や関連分野への企業等への就職を目指す者（訓練修了後、訓練を実施した社会的事業者等へ就職するものも可）

【内容】社会的事業等において必要な職場環境・作業への適応、働く自信の回復、基礎的な技能の習得等を目的とする。

② OJT型訓練

【対象者】社会的事業の経営を目指す者

【目的】社会的事業の経営、事業運営に関する実践的知識・技能の習得を目的とする。

訓練奨励金、新規訓練設定奨励金の支給

① 訓練奨励金

ハローワークの受講勧奨を受けた訓練の受講者数に10万円（月額）を乗じた額を支給

② 新規訓練設定奨励金

- ・第1種新規訓練設定奨励金：基金訓練として、社会的事業者等訓練コースの訓練を新たに実施した場合に、訓練期間と定員数に応じて、100～300万円を支給
- ・第2種新規訓練設定奨励金：訓練計画の認定を受けた際に添付した計画に基づいて、施設・設備の設置・整備を行い、ハローワークの受講勧奨を受けた訓練受講者数が合計10名以上である場合に、1施設当たり800万円を限度として、要した費用の5分の4の額を支給

緊急人材育成・就職支援基金による合宿型若者自立プログラムの概要

名 称	○ 緊急人材育成・就職支援 基金訓練 社会的事業者等訓練コース 合宿型 (合宿型若者自立プログラム)
対 象 者	○ 基本的な生活習慣、働く自信等、自立に向け困難な課題を抱え、合宿型プログラムにより就職の実現が見込まれるニート(40歳未満)
受講手続き	○ 各実施機関による適格性判断に加え、 <u>ハローワーク等が就職可能性等を判断し、受講勧奨。</u> <u>その後も就職支援に一貫して関与</u>
プログラム	○ 生活訓練、労働体験、基礎技能習得の訓練+社会的事業等分野のOJT(訓練時間の1/4以上) <u>→就職に向けたより実践的なプログラムを編成</u> ○ 概ね3~6か月
その他実施体制等に関する要件	○ 訓練・宿泊施設が一定の規格満たす ○ 指導者の配置に加え、キャリア・コンサルティング等就職支援の体制整備
実施機関に対する支援	○ 受講実績に応じた訓練奨励費(10万円／人・月) ○ 実施計画・実績に応じた新規訓練設定奨励金
受講者自己負担・これに対する支援	○ 訓練経費無料 ○ ホテルコスト自己負担 <u>○ 一定の要件を満たす場合、訓練・生活支援給付(10万円／月)支給</u>
実施団体・箇所数	○ 上記による認定基準の下で訓練計画の認定を受けた団体が実施
受講規模	○ 600名以上の受講規模を目指す

社会的事業者等訓練コース実施状況(平成22年3月15日以降訓練開始分)

平成22年6月30日現在

認定済みコース数	71 件
うち開始済みコース数	35 件
認定済み定員数	1,044 人
うち開始済みコースの定員数	564 人
受講者数	436 人

※ 合宿型若者自立支援プログラム分を含む。

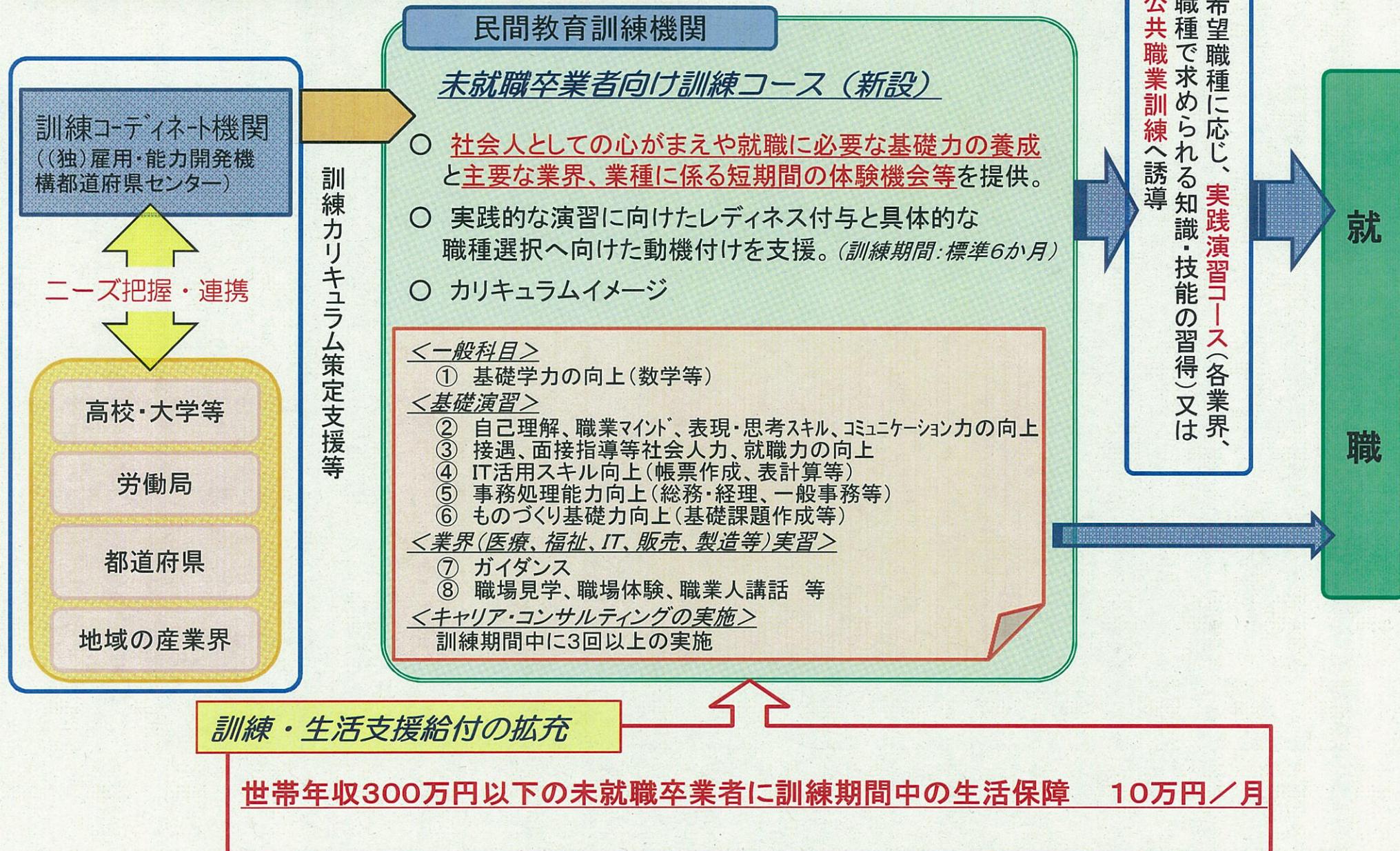
合宿型若者自立支援プログラム実施状況(平成22年4月1日以降訓練開始分)

平成22年6月30日現在

認定済みコース数	33 件
うち開始済みコース数	17 件
認定済み定員数	359 人
うち開始済みコースの定員数	217 人
受講者数	125 人

「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

※ 緊急人材育成支援事業の活用



未就職卒業者向け基金訓練実施状況(平成22年4月1日以降訓練開始分)

平成22年6月30日現在

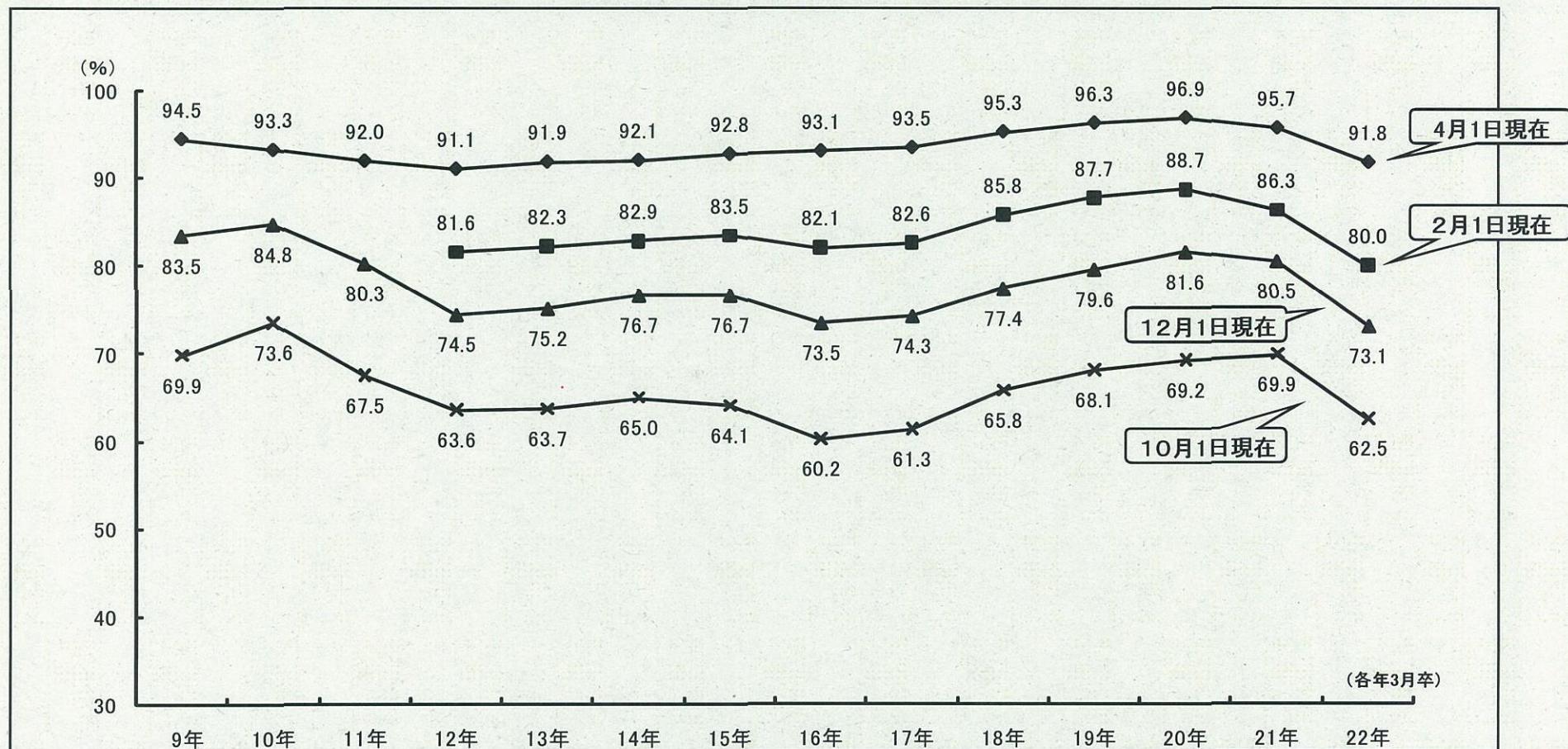
認定済みコース数	213 件
うち開始済みコース数	147 件
認定済み定員数	4,964 人
うち開始済みコースの定員数	3,355 人
受講者数※	2,086 人

※ 受講者数は、開講済みの147コース、定員3,355人分のうち、把握した142コース、定員3,241人分に対する暫定値である。

新規大学卒業者の就職状況の推移

- 今春の新規大卒者の就職環境は、厳しい状況（4月1日現在）。
 - 就職内定率は91.8%で、2月1日現在から11.8ポイント上昇。前年同期差は3.9ポイント減。

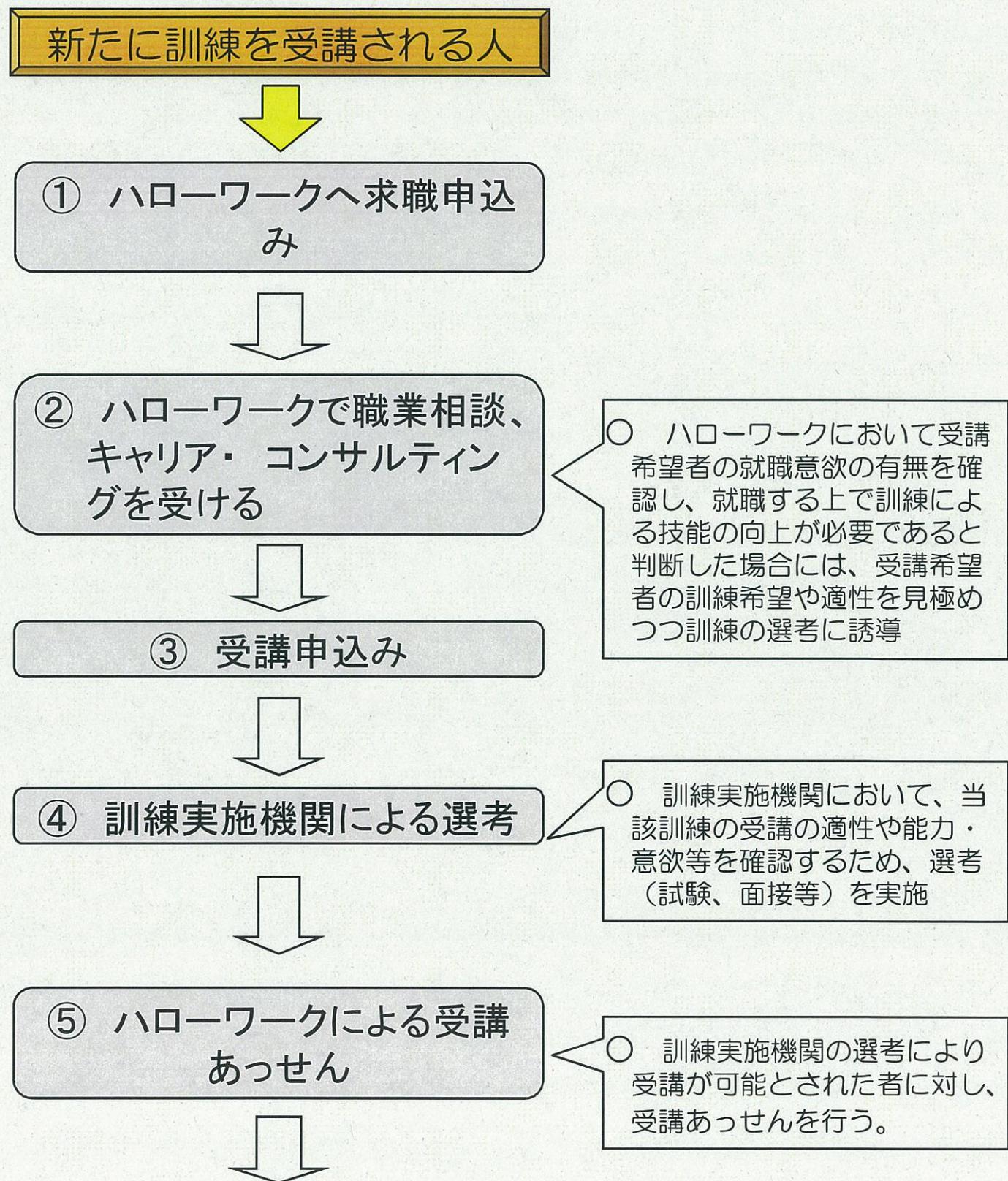
(参考) 就職内定者数（推計値）は34万4千人で、2月1日現在から2万人増加。
(注：学校基本調査（速報値）により卒業予定者数を推計した上で、就職内定者数を推計)

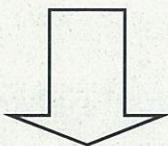


(資料出所)「大学等卒業予定者就職内定状況調査」(厚生労働省・文部科学省)

(注)内定率とは、就職希望者に占める内定取得者の割合。

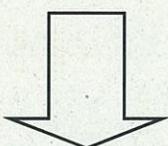
基金訓練受講者の就職までの流れ





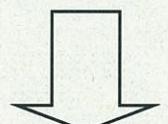
⑥ 訓練の受講開始

- 訓練実施機関における就職支援（職場見学の機会提供、求人情報の提供、履歴書の書き方の指導、ジョブカードの作成指導、面接指導等）。



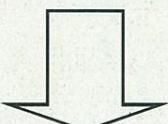
⑦ 訓練受講

- ハローワークが訓練実施機関と連携して、①出張相談、出張セミナー、②求人情報や就職面接会開催情報、継続受講できる訓練情報の提供、③ハローワークへの誘導票の交付などによる利用勧奨等



⑧ 訓練修了

- ①機構都道府県センターから提供される「就職状況報告書」等を活用した未就職者の把握、②未就職者への定期的な連絡



⑨ ハローワークに来所

- ①担当窓口において、希望職種等の求職希望を確認し、ハローワークが行う支援サービスの内容を決定、②必要に応じて、担当者制によるきめ細かな支援（モデル実施）、③継続受講できる訓練情報の提供、他の訓練への誘導



よりレベルの高い訓練へ

⑩ 就職

基金訓練実施機関における訓練開始までの流れ

緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）を実施しようとする機関（以下訓練実施機関という）が、当該訓練の訓練計画の認定を受けた後、訓練開始までの流れは、以下のとおりである。

中央職業能力開発協会において訓練計画を認定

- ◆ハローワークで求職者に訓練情報を提供、キャリア・コンサルティングを通じて、適切な訓練の選択を援助
- ◆受講する訓練が選択された求職者には、ハローワークが「受講申込書」を交付
- ◆求職者は訓練実施機関へ直接「受講申込書」を提出

訓練実施機関で受講申込者に対する選考を実施

選考の結果を本人と受講申込書を交付したハローワークに通知

- ◆選考により受講が可能と判断された受講申込者に対し、ハローワークが受講勧奨を行う
- ◆訓練・生活支援給付の受給を希望する受講者は、ハローワークで受給資格認定の申請手続きを行う

訓練開始

訓練開始後、訓練実施機関は、受講者の出欠状況を確認し、毎月、受講者の訓練・生活支援給付の支給申請に係る手続きを行う

基金訓練の認定基準（概要）

- 実施機関
専修学校、各種学校、教育訓練企業等の民間教育訓練機関、大学・短期大学（大学院）、事業主、職業訓練法人、NPO法人、社会福祉法人、認定職業訓練施設、農林業の団体、事業主団体等
- 定員
概ね10人～30人
- 訓練内容
職業横断的スキル習得訓練コース、新規成長・雇用吸收分野等訓練コース（基礎演習コース、実戦演習コース）、社会的事業者等訓練コース
- 訓練期間及び訓練時間
 - ・ 訓練時間は、1日5～6時間を標準とし、1か月100時間以上
 - ※ 50分以上60分未満（休憩時間を除く）を1時間以上として算定して差し支えないが、やむを得ず90分で行う場合は、2時間として算定できること
 - ・ 職業横断的スキル習得訓練コースの訓練期間は、3か月程度
 - ・ 新規成長・雇用吸收分野等訓練コースのうち、基礎演習コースの訓練期間は3～6か月程度、実践演習コースの訓練期間は3～6か月程度
 - ・ 社会的事業者等訓練コースの訓練期間は、3か月～1年程度
- 講師は、教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する者であって、教育訓練を適正に運営することができる者を確保すること
- 修了証の発行
習得した知識・技能が修了に値すると認められ、さらに8割以上の出席をもって修了とする
- 実施コース
直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの等は対象としない
- 受講者に対する就職支援
訓練期間中及び訓練修了後を通じて受講者に行う就職支援の内容について、事前に訓練計画に明記すること
- 就職状況の報告
訓練修了者及び就職のために中退した者の訓練修了後3か月以内の就職状況等を報告すること
- 受講者に対する相談体制
受講者等からのクレームに対して、誠意をもって適正に対応し、相談及び対応の経過が記録できる体制を確保できること

訓練奨励金の支給実績(平成22年7月6日現在)

<訓練実施に係る奨励金の額(1か月当たり)>

- | | |
|---------------------|------|
| ① 職業横断的スキル習得訓練コース | 6万円 |
| ② 新規成長・雇用吸収分野等訓練コース | |
| 基礎演習コース | 10万円 |
| 実践演習コース | 6万円 |
| ③ 社会的事業者等訓練コース | 10万円 |

支給決定件数	支給総額
2, 486件	7, 687, 620千円

※ 訓練奨励金は訓練期間が3ヶ月経過するごとに申請することができるため、3ヶ月を超えるコースについては同一のコースにおいて、支給決定件数が複数件計上されている場合がある。

新規訓練設定奨励金実績値 期間・定員別

平成22年7月6日現在

訓練期間	定員数				
	1~9人	10~14人	15~19人	20人以上	合計
3月以上6月末満	(1人あたり5万円)	(50万円)	(75万円)	(100万円)	
	19件	381件	424件	1,891件	2,715件
	7,000千円	190,500千円	318,000千円	1,891,000千円	2,406,500千円
6月以上9月末満	(1人あたり10万円)	(100万円)	(150万円)	(200万円)	
	6件	37件	72件	646件	761件
	3,200千円	37,000千円	108,500千円	1,292,000千円	1,440,700千円
9月以上12月以下	(1人あたり15万円)	(150万円)	(225万円)	(300万円)	
	0件	1件	1件	4件	6件
	0千円	1,500千円	2,250千円	12,000千円	15,750千円
合計	25件	419件	497件	2,541件	3,154件
	10,200千円	229,000千円	428,750千円	3,195,000千円	3,862,950千円

※上段:支給件数

下段:支給金額

※上記以外に、第2種新規訓練設定奨励金の支給実績あり。

第2種新規訓練設定奨励金支給実績:8件、37,060千円。

公共職業訓練(委託訓練)における成果報酬制度 (インセンティブ方式)

1. 趣旨

委託訓練実施機関に競争原理を導入し、就職状況に応じた優遇策を講じることにより、就職率の向上を図ることを目的に、委託先機関の就職実績に応じて就職支援経費を支給する訓練コースを実施。(平成16年度～)

2. 就職支援経費

以下の支給基準に基づき、訓練実施経費(上限5万円)に就職支援経費を上乗せして支給。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・就職率75%以上 | 訓練生1名1月当たり2万円支給 |
| ・就職率55%以上75%未満 | 訓練生1名1月当たり1万円支給 |
| ・就職率55%未満 | 支給なし |

※就職率30%未満のコースについては、改善指導のうえ実施した2回目の就職率も30%未満の場合は、次回の委託先選定において、委託の対象とはしない。

※平成19年度において就職率を各5%引き上げ、上記就職率としていること。

※成果報酬制度は、制度導入の趣旨・目的等に鑑み、就職率の低い一部の委託訓練(座学中心の訓練)にのみ導入。

基金訓練の実施機関及び受講者からの声について

厚生労働省本省や都道府県労働局・ハローワーク、(独)雇用・能力開発機構都道府県センター（以下「機構センター」という。）等に、これまで寄せられた基金訓練に係る要望・意見・苦情等の状況について、主なものは以下のとおり。

① 受講者から寄せられた要望・意見・苦情等

- ・ 訓練の内容や進度、習得への不安、他の受講者の受講態度への不満、受講環境、設備、時間割への不満、給付金支給の可否や支給時期を早く知りせて欲しい等。
- ・ その他、受講者個人の金銭面、健康的、生活面の問題等を訴えるものも寄せられている。

② 訓練実施機関から寄せられた要望・意見・苦情等

- ・ 受講者の受講意欲・態度、受講者のレベルの違い、精神的に不安定な受講者への対応等に関する苦慮等。

③ 対応状況

- ・ 訓練実施機関には、訓練認定基準により、受講者からの要望・意見・苦情等について、訓練実施機関の講師・職員と受講者の話し合いにより解決するための体制整備が義務付けられている。
- ・ また、本省、労働局・ハローワーク、中央職業能力開発協会、機構センターが受講者からの要望・苦情を把握した場合には、各地域において、これらの関係機関が連携して、訓練実施機関への助言・指導を行うとともに、一連の対応状況について情報の共有化を図っている。

基金訓練と公共職業訓練(離職者訓練)との比較

	基金訓練	公共職業訓練 (施設内訓練)	公共職業訓練 (委託訓練)
ねらい	雇用保険が受給できない者についての職業訓練機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができる ○職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施すること
対象者	雇用保険を受給できない求職者	労働者 (雇用保険受給資格の有無にかかわらず)	労働者 (雇用保険受給資格の有無にかかわらず)
受講に関する国の関与	ハローワークにおける受講勧奨	<ul style="list-style-type: none"> ○ハローワークにおける受講指示(雇用保険受給者) ○ハローワークにおける受講推薦(雇用保険非受給者) 	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○職業横断的スキル習得訓練コース(3ヶ月程度) →ITスキル等が不十分な者への訓練 ○新規成長・雇用吸収分野等訓練コース ・基礎演習コース(3~6ヶ月程度) →就職に必要な基礎力の養成 ・実践演習コース(3~6ヶ月程度) →実践的な能力の習得 (例)医療、福祉・介護、ITなどの分野 ○社会的事業者等訓練コース ・ワークショップ型訓練(3ヶ月~1年程度) →ワークショップ・座学等の組合せによる社会的事業等への就職に必要な技能等の習得(合宿型若者自立プログラムを含む) ・OJT型訓練(3~6ヶ月程度) →OJT・座学等の組合せによる社会的事業経営上の知識・技能の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ○国(雇用・能力開発機構(標準6ヶ月) →ものづくり分野を中心とした、民間では実施できない訓練 (例)テクニカルオペレーション科、金属加工科、電気設備科、制御技術科、住宅設備科、生産経営実務科等 ○都道府県(標準6ヶ月~1年) →地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した訓練 (例)情報ビジネス科、介護サービス科、ホテル・レストランサービス科、陶磁器製造科、造園科等 	離職者の早期再就職を実現する訓練 (例)OA事務科、経理事務科、情報処理科、介護サービス科、販売実務科等
実施主体	民間教育訓練機関等	国(雇用・能力開発機構)及び都道府県等	

実施場所	中央職業能力開発協会により訓練計画の認定を受けた民間教育訓練機関等	国(雇用・能力開発機構)、都道府県等の公共職業能力開発施設	国(雇用・能力開発機構)、都道府県等の公共職業能力開発施設による委託を受けた民間教育訓練機関等
訓練受講費用		無料	無料
訓練経費の支払	<p>訓練を実施した民間教育訓練機関等に対し、奨励金を支給</p> <p><訓練実施に係る奨励金の額(1ヶ月当たり)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業横断的スキル習得コース 6万円 ・ 新規成長・雇用吸收分野等訓練コース 基礎演習コース 10万円 実践演習コース 6万円 ・ 社会的事業者等訓練コース 10万円 <p><新規訓練設定奨励金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種新規訓練設定奨励金:基金訓練を新たに実施した場合に、訓練期間と定員数に応じて、5~300万円を支給 ・ 第2種新規訓練設定奨励金:社会的事業者等訓練コースについては、上記に加え、認定を受けた計画に基づいて施設・設備の設置・整備を行い、ハローワークの受講勧奨を受けた訓練受講者数が合計10名以上である場合に、1施設当たり800万円を限度として、要した費用の5分の4の額を支給。 	<p>雇用・能力開発機構、都道府県に対する交付金の一部で措置</p>	<p>○委託先の民間教育訓練機関等に対し、委託費を支払</p> <p>○一部の訓練について、訓練受講者の就職率に応じた委託費の上乗せ(インセンティブ方式)を導入</p> <p><インセンティブ方式について></p> <p>以下の支給基準に基づき、訓練実施経費(上限5万円)に就職支援経費を上乗せして支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職率75%以上 訓練生1名1月当たり2万円支給 ・就職率55%以上75%未満 訓練生1名1月当たり1万円支給 ・就職率55%未満 支給なし <p>※ 就職率30%未満のコースについては、改善指導のうえ実施した2回目の就職率も30%未満の場合は、次回の委託先選定において、委託の対象とはしない。</p> <p>※ 成果報酬制度は、制度導入の趣旨・目的等に鑑み、就職率の低い一部の委託訓練(座学中心の訓練)にのみ導入。</p>
再受講の考え方	<p>○公共職業訓練を受講修了後、1年以上経過していることが必要</p> <p>○より実践的、専門的な訓練の連続受講を認めている。具体的には以下のパターン。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断的スキル／基礎演習 → 実践演習 ・横断的スキル／基礎演習 → 公共職業訓練 ・実践演習 → 公共職業訓練 など 	<p>○過去に公共職業訓練を受講したことがある場合、同訓練を受講修了後、原則1年以上経過していることが必要</p>	

(参考)公共職業訓練(委託訓練)に係る職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定(抄)
(国及び都道府県の行う職業訓練等)

第十五条の六

3 国及び都道府県(第十六条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。)が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設(以下「公共職業能力開発施設」という。)内において行うほか、職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによつて行うことができる。

基金訓練計画コース数及び定員数(開講月別)

(平成21年度)

	21年7・8月	21年9月	21年10月	21年11月	21年12月	22年1月	22年2月	22年3月	21年度計
コース数	86	81	215	402	325	491	575	927	3,102
定員数	2,080	1,747	4,696	8,261	6,845	11,109	11,757	19,125	65,620

※ 開講が平成22年3月31日までの認定済みコース数及び定員数。

(平成22年度)

	22年4月	22年5月	22年6月	22年7月	22年8月以降	22年度計
コース数	1,094	1,058	1,310	1,374	1,577	6,413
定員数	24,410	23,161	28,970	31,256	35,027	142,824

※ 開講が平成22年4月1日以降の認定済みコース数及び定員数。

訓練・生活支援給付の受給資格認定件数(月別)

(単位:件)

	全体	基金訓練 受講者	公共職業訓練 受講者
21年7月	34	0	34
21年8月	995	364	631
21年9月	1,630	463	1,167
21年10月	2,449	1,049	1,400
21年11月	3,974	2,285	1,689
21年12月	6,827	4,551	2,276
22年1月	5,673	4,170	1,503
22年2月	5,581	4,538	1,043
22年3月	10,278	8,917	1,361
21年度計	37,441	26,337	11,104

	全体	基金訓練 受講者	公共職業訓練 受講者
22年4月	11,929	9,378	2,551
22年5月	11,758	10,293	1,465
22年6月	15,374	14,015	1,359
22年7月	1,549	1,378	171
22年度計	40,610	35,064	5,546

※ 平成22年7月6日現在

訓練・生活支援給付・受給資格認定者年齢別分布

(平成21年度)

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	21年度計
単身	266	4,747	8,485	6,767	3,917	1,158	25,340
扶養者あり	14	1,230	4,071	4,110	2,025	651	12,101
計	280	5,977	12,556	10,877	5,942	1,809	37,441

※ 平成22年3月31日までの認定状況

(平成22年度)

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	22年度計
単身	1,245	6,267	8,356	6,590	4,242	1,372	28,072
扶養者あり	21	1,453	4,093	4,089	2,174	708	12,538
計	1,266	7,720	12,449	10,679	6,416	2,080	40,610

※ 平成22年4月1日から7月6日までの認定状況

訓練・生活支援資金融資実施件数（平成21年8月～）

平成22年3月31日現在

(件、千円)

21年8月分		21年9月分		21年10月分		21年11月分		21年12月分		22年1月分		22年2月分		22年3月分		21年度計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
59	11,580	158	30,100	353	79,612	367	88,423	927	211,583	849	195,905	970	221,348	1,229	284,279	4,912	1,122,830

平成22年6月30日現在

22年4月分		22年5月分		22年6月分		22年度計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1,488	377,040	1,532	445,989	1,809	463,945	4,829	1,286,974

平成20年度 公共職業訓練実施状況

	合計		雇用・能力開発機構		都道府県	
	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
離職者訓練	131,800	—	102,368	—	29,432	—
うち施設内	40,102	74.5% (▲4.9)	27,144	78.5% (▲3.5)	12,958	66.0% (▲7.6)
うち委託	91,698	68.3% (▲2.6)	75,224	69.5% (▲1.9)	16,474	62.5% (▲5.2)
在職者訓練	102,369	—	43,803	—	58,566	—
学卒者訓練	21,006	89.1% (▲4.1)	7,303	96.8% (▲1.6)	13,703	86.5% (▲5.2)
合計	255,175	—	153,474	—	101,701	—

注1 離職者訓練の就職率(1ヶ月以下のコースは除く)については、訓練終了3ヶ月後の就職状況

注2 委託訓練には、委託訓練活用型デュアルが含まれる。

注3 学卒者訓練の就職率には専門課程・普通課程活用型デュアルが含まれず、訓練終了1ヶ月後の就職状況

注4 障害者訓練は除いている。

注5 離職者訓練の受講者数は「入校者数」であり、1ヶ月以下のコースも含む。

注6 学卒者訓練受講者数は「当該年度在校者数」であり普通・専門課程活用型デュアルシステムが含まれる。

注7 定例業務統計報告調べ

委託訓練実施要領（概要）

- 実施機関

専修学校等の民間教育訓練機関、大学・高等専門学校、事業主、職業訓練法人、N P

- 法人等

- 定員

概ね 10 人～ 30 人

- 訓練内容

就職促進コース（知識等習得コース、実習等訓練コース、資格取得コース等）等

- 訓練期間及び訓練時間

- ・ 知識等習得コース・実習等訓練コースの総訓練時間は 300 時間を標準とし、50 時間以上。訓練期間は 1 年以下。
- ・ 資格取得コースの訓練期間は 2 年以下

- 講師は、職業訓練指導員免許を有する等、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者

- 修了証の発行

訓練修了後に発行

- 実施コース

直接、職業能力の開発・向上に関連しないものや、一定の関連性があっても、一般的に趣味・教養・生活等との関連性が強いもの、職業能力のごく一部を開発・向上するに過ぎないもの、通常の就職に当たって特別の教育訓練を要しないもの等は対象としない

- 受講者に対する就職支援

就職支援の内容については、事前に能開施設に対し明確にし、その内容は委託契約書に明記すること

- 就職状況の報告

訓練修了後 3 か月以内の就職状況を報告すること

求職理由・失業期間別完全失業者数

		完全失業者:336万人					
		離職者:243万人			学卒未就職者 :14万人	他の者:74万人	
		非自発的な離職による者 (定年又は雇用契約の満了)	非自発的な離職による者 (勤め先や事業の都合)	自発的な離職による者		収入を得る必要が 生じたから	
失業期間	3か月未満	15万人	39万人	35万人	4万人	13万人	7万人
	3か月以上6か月未満	8万人	22万人	18万人	2万人	7万人	3万人
	6か月以上1年未満	6万人	22万人	17万人	3万人	7万人	4万人
	1年以上	6万人	22万人	31万人	5万人	18万人	12万人

資料出所:平成21年労働力調査年報

仕事につけない理由別完全失業者数

合計	336万人(100. 0%)
賃金・給料が希望とあわない	21万人(6. 3%)
勤務時間・休日などが希望とあわない	30万人(8. 9%)
求人の年齢と自分の年齢とがあわない	56万人(16. 7%)
自分の技術や技能が求人要件に満たない	23万人(6. 8%)
希望する種類・内容の仕事がない	104万人(31. 0%)
条件にこだわらないが仕事がない	46万人(13. 7%)
その他	52万人(15. 5%)

資料出所：平成21年労働力調査年報

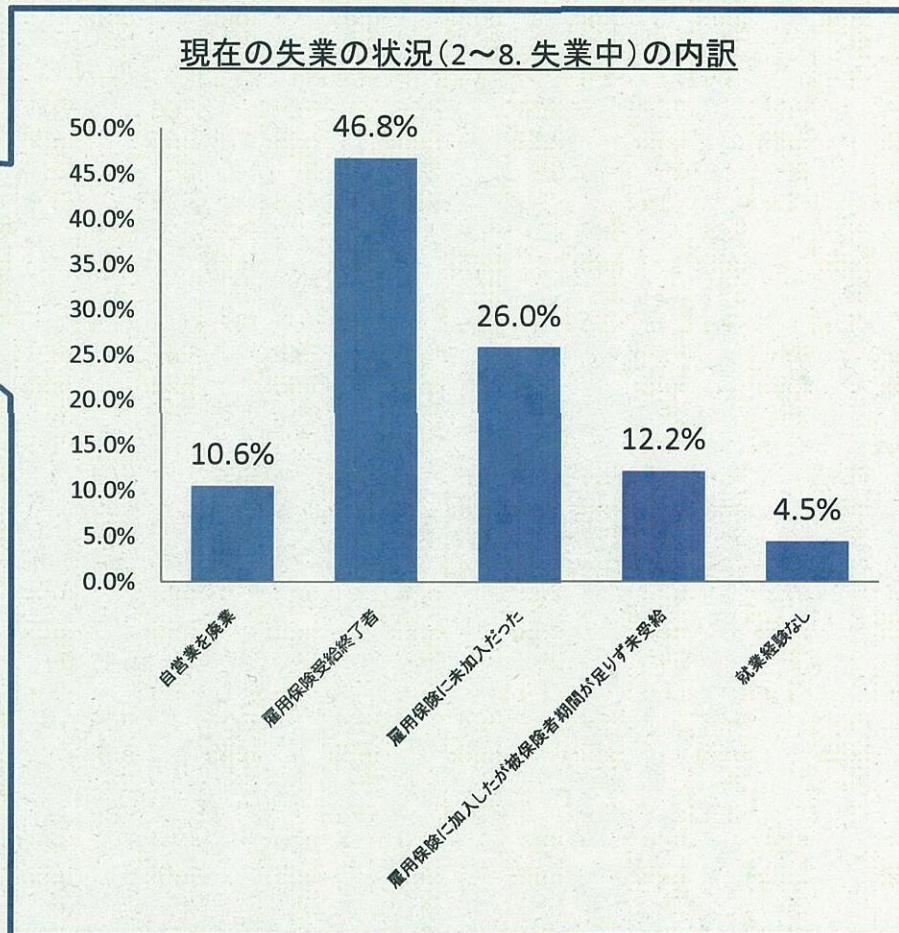
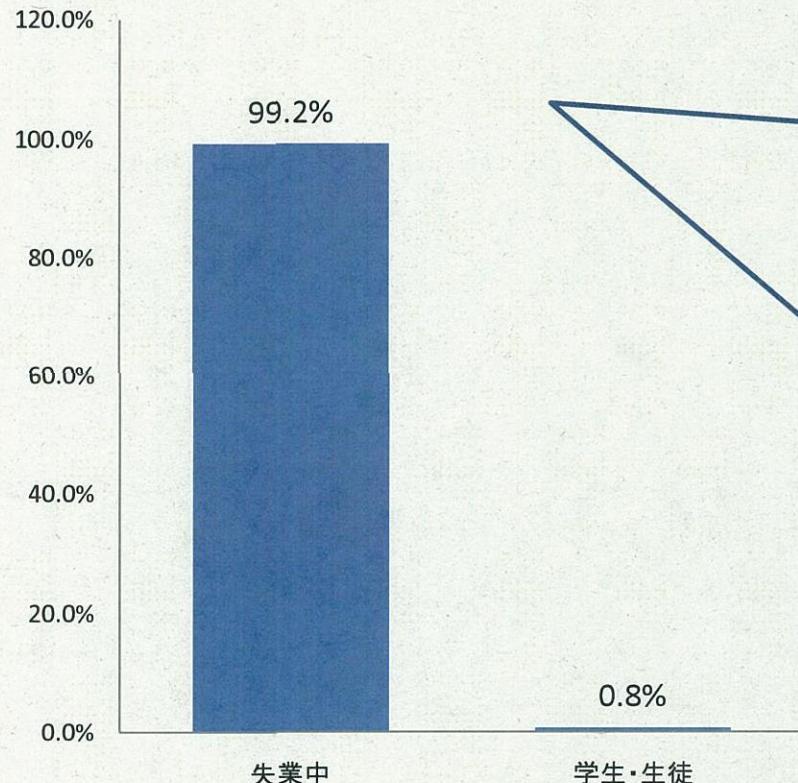
求職者の動向(平成21年度)

新規求職者数	65. 2万人
有効求職者数	281. 1万人
雇用保険の受給者実人員 (基本手当基本分)	85. 5万人

(注) 数値は年度間月平均値である。

資料出所:厚生労働省「職業安定業務統計」、「雇用保険業務統計」

ハローワークに来所する求職者(雇用保険受給者、65歳以上の者、在職者を除く)のうち失業中の者は99.2%。
そのうち、雇用保険受給終了者は46.8%。



出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448